

# 第1章 施設の概要

## 1. 業務の概況

今回所報第4集を編集して第3集発行以後における業務の成績及び庶務の概略を記録することにしたが、昭和26年5月岩内郡島野村に起つたボツリーヌス中毒については、昨27年8月においてその研究の結果を『特報』として既に発表したのでその分はこれに再録することを差控えた。

なお本年1月に入つてから、たまたま前月上旬において入手した検査材料から、既往10数年間本道醫學界の研究課題として世の注目を惹いていた禮文島におけるエヒノコックス様疾病の病原探究に成功し、多胞性エヒノコックス仔虫の頭節を発見し得たことは前記のボツリーヌス菌の発見とともに近來の快心事である。

また27年8月において全國衛生研究所協議會第3回總會を札幌において開催し多數の中央及び全國關係各位の御來道を迎えたことも意義の深いことであつた。

### (1) 試験検査及び生産

27年における道内の傳染病發生状況をみると都市及び炭礦地帯において比較的多數の赤痢患者を出したが、これが菌検査は所轄保健所において実施しているので當所における取扱件数はさほど増加を示さない。但し一時該病の蔓延を伝えられた置戸町及び富良野町に對しては本廳豫防課の要請により當所から技術者を派遣して所轄保健所と協力し慎重厳密に菌検索を行つた結果流行をもつて目すべきほどのものでないことが判つた。このように傳染病の多發若しくは防疫対策実施の際は保健所の業務援助のため職員を派遣しているが、27年においてはその派遣した回数が20回、20人およびその延日数は117日に達している。

なお本廳においては、27年9月以来環境衛生課の主管として水質試験車を備え付け、大型自動車に化學的、細菌學的試験に必要な器具器械等を設備し技術者を乗車させて保健所その他の試験検査機關より隔たつた地域の飲料水を現地において検査しその公衆衛生上必要な施設に利用するため、隨時道内を巡回させることになつたので、鑑泉の實地分析その他本所の管掌する事項實施の際は所員を乗車させてその業務に從事させている。

### (2) 技術者の指導養成及び所員の研修

衛生技術者の資質の向上に資するため、本廳豫防課と協力して27年4月中旬から11月上旬に至るまでの間に、保健所その他公私立病院に勤務の技術者2名乃至3名ずつを逐次本所に招集して各13日間ずつ細菌検査技術の再教育を行つたがこの研修人員は26名である。

この外保健所或いは國立公私立の病院等よりの委託によつて再教育を施した人員は10名であるがその實習期間は3日乃至60日間でありこの指導延日数は260日に達している。また保健所の委託を受けて、未經驗者1名を收容して27年11月以来養成中であるがその養成期間は1年の

豫定である。

以上のように技術者を當所に集めて指導する外本廳及び保健所等の要望によつて努めて所員を各地に派遣し實地指導を行つているがその27年中において實施した回數は4回4箇所でその指導延日數は22日である。

その他厚生省の主催で27年4月上旬から6月下旬まで國立公衆衛生院で開催された第20回衛生監視學科再教育講習會には所員1名を出席させた。

なおこの外當所獨自の施設として職員の資質向上のための一環として地方公務員法第39條の趣旨に従い職員に研修の機會を與えるため第2章に掲げたような『職員研修會規程』を設けて毎月1.2回ずつ研修會を開き調査研究事項の發表及び業務上有益な研究等を行つているが、27年中における開催度數は11回でその發表件數は22件に達している。

### (3) 會 議

27年8月13, 14の兩日當所の主催で全國地方衛生研究所協議會第3回總會を札幌において開催したがその狀況は本集の末尾に附錄として掲載したとおりである。

東北北海道地區衛生研究所協議會は福島縣衛生研究所の主催により5月29, 30の兩日間福島市において第5回總會を、また第6回總會を青森縣衛生研究所の主催で10月15日青森市において開催されたので中村所長及び土谷庶務課長の2名が出席した。

また11月19, 20の2日間厚生省において全國地方衛生研究所長會議を招集されたので中村所長及び土谷庶務課長の2名出席次の3件を議題として提出した。

- I 厚生科學研究補助金について
- II 地方衛生研究所の法制化並びに未設置箇所の整備について
- III 地方衛生研究所における業務成績の調査について

### (4) 機構、権限及び定員の變更

26年度において凍結乾燥器を設備し菌株及び補體等の乾燥保存をすることにしたが、これ等の業務は、疫學科に屬する既定の細菌、血清、ワクチン、病理の各係に關係するので別に1係を新設するの必要を認め26年12月27日をもつて疫學科に凍結乾燥係を設け診斷用標準菌株、梅毒血清反應用補體、狂犬病毒、インフルエンザ病毒、脳炎病毒、痘苗その他各種材料の凍結乾燥及び保存に關する事項を分掌させることにした。

處務規程の規定により所長において専決し得る事項中職員の進退については傭人のみに限定されていたが27年10月からその範圍を擴張されて囑託員及び雇員の進退についても専決し得る權限を與えられた。

本所の職員定數は、從來所長以下51人であつたが經費節減の趣旨から、本廳はじめ各部局とも定員の縮減を行われた結果當所に對しても27年12月において7人を減ぜられ總數44人となつたので部内配置定數を次のとおり變更した。

## 職員配置定数

人員 區分	技師			主事		嘱託	雇員	傭人	計
	一級	二級	三級	二級	三級				
所長	1	—	—	—	—	—	—	—	1
庶務課	—	—	—	1	3	3	4	2	13
疫學科	—	4	4	—	—	1	2	1	12
藥學科	—	2	2	—	—	—	1	1	6
食品化學科	—	2	3	—	—	—	1	1	7
環境衛生學科	—	2	1	—	—	—	1	1	5
計	1	10	10	1	3	4	9	6	44

### (5) 調査研究

27年においては前年來研究を續けていたサルファ剤耐性菌の化學療法、赤カビ病被害小麥の食中毒に關する研究、土壤中の嫌氣性菌に關する研究等を進める外サルモネラ菌屬のH凝集素血清の製法に關する研究、痘瘡痂皮の抗原性に關する研究、發疹チフス補體結合反応における一特異例、興部町及び女満別町に發生したボツリーヌス中毒についての研究その他焼尻島住民の寄生虫卵検索、本道において分離した赤痢菌の菌型検査並びに本廳農地開拓部と協力して根釧原野開拓農家の保健實態調査及び本廳衛生部と協力して札幌、函館兩市における水洗便所淨化槽の機能調査を行うなど當面の緊急なる業務遂行のかたわら所員競うて知見の開拓に努めているがその業績の1班は第4章にこれを發表している。

## 2. 豊 算

昭和27年度の歳入歳出豫算額及び26年度最終豫算額は次のとおりであつて現在豫算は26年度に比し1,698,400圓の減少を示しているがこれは経費節約の方針により各會計とも緊縮主義をとつたことと徐々に内部設備の充實によるものである。

なお職員の給料、手當等の基本的人件費は共通行政費として本廳直接の經理に屬しこの豫算に含まないことは從來と同じである。

### 昭和 26 年度事業費歳入歳出豫算

科 目	歳 入			26年度豫算額
	2 7 年 度 豫 算 額	當 初 豫 算	追 加 豫 算	
衛生試験手數料	1,115,000	—	—	1,115,000
製劑その他賣拂代金	340,000	180,000	520,000	201,000
合 計	1,455,000	180,000	1,635,000	1,315,200

## 歳出

科 目	27年度豫算額			26年度豫算額
	當 初 豫 算	追 加 豫 算	計	
旅 費	540,000	60,000	600,000	577,900
雜 手 當	240,000	—	240,000	240,000
質 金	90,000	14,400	104,400	37,800
消 耗 品 費	3,000,000	100,600	3,100,600	2,887,700
燃 料 費	450,000	—	450,000	441,900
食 糧 費	225,000	—	225,000	100,000
印 刷 製 本 費	765,000	—	765,000	925,000
光 熱 水 費	516,000	—	516,000	444,000
通 信 運 搬 費	151,200	—	151,200	139,000
廣 告 料	50,000	—	50,000	50,000
借 家 及 び 損 料	41,000	—	41,000	4,800
修 繕 料	500,000	—	500,000	500,000
工 事 請 負 費	426,000	—	426,000	770,000
備 品 費	1,350,000	—	1,350,000	3,022,500
原 材 料 費	340,000	5,000	345,000	340,000
施 設 費	50,000	—	50,000	137,000
負 擔 金 及 び 交 付 金	9,000	—	9,000	4,000
合 計	8,743,200	180,000	8,923,200	10,621,600